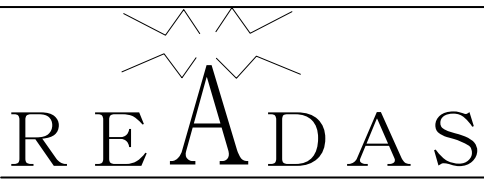


第 4569 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 9月13日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 事業と家事に使用する資産の取得

Q：私は個人事業者です。このたび事業と家事の両方に使用する自動車を取得しました。消費税では、この自動車はどのように取り扱われますか？

A：家事使用に係る部分は、課税仕入れになりません。

【解説】

個人事業者が、事業と家事に共通して消費し、又は使用する資産を取得した場合、その家事消費又は家事使用に係る部分は課税仕入れに該当しないこととなっています。

したがって、消費税の課税仕入れを計算する場合には、その資産の支払対価の額を事業用部分と家事用部分とに区分しなければならないのですが、区分は、その資産の消費又は使用の実態に基づく使用率、使用面積割合等の合理的な基準により計算することとなります。

ただし、個人事業者が、課税仕入れに係る資産を一時的に家事使用するような場合には、この規定の適用はないこととされています。

ちなみに、個人事業者が棚卸資産又は棚卸資産以外の資産で事業の用に供していたものを家事のために消費し、又は使用した場合における当該消費又は使用は、事業として対価を得て行われた資産の譲渡とみなすこととなっていますので、消費税が課税されることとなっています。

